

ふじみ野市学校給食用物資納入業者 登録申請のご案内



受付期間

令和8年10月1日(木)～11月30日(月)

申込方法

郵送又は窓口持参

〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市教育委員会学校給食課

申請書様式

別添のとおり

電子データを希望する場合は、下記までメールでご請求ください。

データを添付の上、返信いたします。

なお、市ホームページ(学校給食課・学校給食係)にも掲載しています。

E-mail: kyushoku-kami@city.fujimino.saitama.jp

登録有効期間

令和9年4月1日～令和11年3月31日

1 登録要件

登録ができる者は下記に該当する者とします。

- (1) 登録を希望する業種の業務を2年以上継続して営んでいること。
- (2) 保健所の食品衛生監視票の採点結果が90点以上であること。
(食品衛生法第55条第1項に規定する許可を受けた者に限る。)
- (3) 従業員の健康管理が十分に行われていること。
- (4) 材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備を有していること。
- (5) 衛生的で温度管理等の適正な輸送設備を有していること。
- (6) 指定した期限及び場所に所要の数量を確実に納入することができること。
- (7) 食品に関する諸法令が遵守されていること。
- (8) 納税義務を履行していること。

2 申請の流れ

- (1) 「学校給食用物資納入業者登録申請書(様式第1号)」の記入
- (2) 次の添付書類を準備
 - ア. 食品衛生監視票(食品衛生法による営業許可業者に限る。)の写し
 - イ. 従業員の細菌検査(赤痢菌、サルモネラ菌及びO-157)の検査結果の写し
(申請書の提出日から直近3か月以内のもの)
 - ウ. 施設の写真又は図面(設備の機能、面積又は容量等の説明を補記すること)
 - エ. 保健所の食品営業許可書(食品衛生法による営業許可業者に限る。)の写し
 - オ. 市町村民税(法人にあっては、法人市町村民税)を滞納していないことを証する書類(発行日が申請書の提出日から3か月以内のもの)
※提出書類の名称等は市町等で異なりますので、申告先の市町等にお問い合わせください。
 - カ. 所得税並びに消費税及び地方消費税(法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税)を滞納していないことを証する書類
(発行日が申請書の提出日から3か月以内のもの)
- (3) 受付期間内に申請書と添付書類をふじみ野市学校給食課に提出
(令和8年11月30日(月)まで)
- (4) ふじみ野市学校給食課から申請者へ決定通知書又は不承認通知書を通知
(令和9年2月下旬～3月上旬)
- (5) 令和9年4月以降、入札参加が可能

※※(2)の添付書類については、取得対象となる年度・期間などの具体的な情報を、次ページの『4 よくあるご質問』にまとめましたので、そちらをご確認ください。※※

3 登録後の注意事項

(1) 責務

学校給食の趣旨を理解し、常に衛生管理に努め、安全で良質な物資の提供を行うため、ふじみ野市教育委員会の指示に従い、誠意をもって業務を遂行してください。

(2) 毎月1回以上従業員の細菌検査を実施し、その結果の写しを速やかにふじみ野市学校給食課に提出してください。

(3) 登録内容に変更が生じたとき、又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、「学校給食用物資納入業者登録変更届出書(様式第4号)」を速やかにふじみ野市学校給食課に提出してください。

(4) 登録が不適当と認めたときは、登録を取り消し、その旨通知します。

(5) この登録は、学校給食用物資限定のものであり、それ以外の入札参加については、ふじみ野市契約・法務課で指定する方法により登録を行ってください。

4 よくあるご質問

「学校給食用物資納入業者登録申請書」について

Q. 学校給食用物資納入業者登録申請書の「2年以上継続している直近の取引実績」について、主だった取引物資を記載すればよいですか？

A. はい、主要取引物資をご記載いただければ問題ありません。

添付書類(ア)食品衛生監視票について

Q. 食品衛生監視票は営業届出業者も提出が必要ですか？

A. 提出の必要はございません。

食品衛生監視票は営業許可業者のみが提出対象です。

Q. 食品衛生監視票はいつのものを提出すればよいですか？

A. 前回登録時(令和6年度)に提出したものは対象外です。

過去2年以内に実施したものを提出してください。

添付書類(イ)従業員の細菌検査の検査結果の写しについて

Q. 細菌検査は直近3か月以内に実施した全ての検査結果を提出する必要がありますか？

A. 全てを提出する必要はございません。

申請日の提出日から直近3か月以内に実施したもののうち1回分で問題ございません。

添付書類(オ)(法人)市町村民税を滞納していないことを証する書類について

- Q. (法人)市町村民税の滞納がないことの証明はどこで取得できますか？
- A. 住所地もしくは法人の所在地の納付先(23 区内の場合は都税事務所)で取得してください。
不明点がある場合は、取得前に事前に納付先窓口へお問い合わせください。
- Q. (法人)市町村民税の滞納がないことの証明書として、どのような書類を提出したらよいですか？
- A. 《法人の場合》
税目や納付済額など、納付状況が記載された『納税証明書』を提出してください。
市税の滞納がない旨だけが記載されたものは認められません。
期間は、事業年度が終了している直近の期間のものをご提出ください。
《個人事業主の場合》
納付がある場合は『納税証明書』、納付がない場合は『非課税証明書』をご提出ください。
期間は、令和7年度のものを提出してください。

添付書類(カ)所得税(法人税)並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類について

- Q. 所得税(法人税)並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書として、どのような書類を提出したらよいですか？
- A. 《法人の場合》
納税証明書「その3の3」
・・法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(写し可)
《個人事業主の場合》
納税証明書「その3の2」
・・申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書(写し可)

※納税証明書交付請求書は、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)からダウンロードできます。

詳細については、申告先の税務署にお問い合わせください。

5 問合せ先

ふじみ野市教育委員会 学校給食課
〒356-8501 ふじみ野市福岡1-1-1
TEL 049-220-2086(直通)
FAX 049-267-3737

